

## はじめに

本市では、家族形態や就労形態の多様化による環境の変化、地域のつながりの希薄化や児童虐待の顕在化等により、社会全体で子どもやその家庭を支える必要性が高まってきたことから、平成25年（2013年）4月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。

本条例の目的を達成するため、平成27年（2015年）から5年ごとに、豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

計画の推進にあたっては、保育所等の就学前施設や学校、地域の住民や各種団体、事業者、家庭、行政等の子どもに関わるすべての主体が相互に連携を図りながら取り組んでいただいております。関係する皆様のご理解とご協力を深く感謝申し上げます。

この度、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする「第3期子育て・子育て支援行動計画」を策定し、さらなる施策の推進に取り組めます。この第3期計画では、引き続き子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎としつつ、第2期計画の取組みの成果や現状をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応していきます。また新たに、「こども基本法」に基づく市町村こども計画に位置づけ、こども大綱を勘案するとともに、若者自立支援計画や社会的養育推進計画も包含し、より一体的にこどものライフステージを通じたつながりある施策展開を行っていきます。

第3期計画においては、「確実に支援につなぐ」、「子育てはみんなで」、「こどもとともに」の3つを重点施策に掲げ、はぐくみセンターと令和7年（2025年）より開設する児童相談所を中心とした包括支援体制づくりなど、こどもと子育て家庭を切れめなく支援する子育て・子育て支援施策を展開します。

今後とも子どもに関わるすべての皆様とのつながりを深めながら、こどもが健やかに育つことができるよう、「こどもまんなか」社会の実現に向け、子育てしやすさ NO.1の取組みなど、こども施策の充実・強化に引き続き取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました「豊中市こども審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング、意見公募手続き等に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和7年（2025年）2月



豊中市長 長内 繁樹

# 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	8
2 施策体系	10
第3章 これまでの取組みと今後の課題	11
1 ニーズ等調査などからみる状況と課題	12
2 これまでの主な取組みと今後の課題	14
第4章 施策の展開	25
1 重点施策	26
施策の柱1 子育て支援	34
施策の柱2 子育て支援	46
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	55
第5章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	59
1 教育・保育提供区域の設定	60
2 量の見込みと確保方策	61
第6章 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実	83
第7章 ひとり親家庭への支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）	87
第8章 こどもの未来応援施策の推進（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）	91

第9章 若者自立支援計画	103
第10章 社会的養育推進計画	115
第11章 計画の推進に向けて	133
1 計画の推進体制	134
2 計画の進行管理	135
3 評価指標	136
資料編	143
1 事業一覧等	144
2 条例等	180
3 審議会等	189
4 計画策定にあたっての意見聴取	195
5 豊中市の現状（データ）	202
6 子育て・子育て支援の流れ	216
7 用語集	218

#### 本計画書の年号の表記について

和暦と西暦の併記を基本としますが、図表については、スペースの都合上、和暦のみの表記とします。

#### 本計画書で使用する用語について

こども	「こども基本法」に基づき、心身の発達の過程にある者。
若者	国の大綱等に基づき、おおむね中学生年代から40歳未満の者。
就学前	小学校または義務教育学校への就学前のこと。
就学前施設	幼稚園や保育所、認定こども園*など、就学前の教育・保育施設。
障害	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）のこと。

\* は、資料編「7 用語集」をご覧ください